



# 広報

ながわ

50年2月号

第134号

毎月15日発行  
定価1部10円

発行所  
編集発行人  
大分県・日田  
中津江村

齊藤隆一



## 小さなイレブン

この足は僕の足

しつかりと大地をけり

逆らう風に叫んでみる

この足は僕の足

びくともしないさ

ちいさなイレブン

めざすゴールは

どんなゴール

## 人口の動態

昭和50年2月1日現在	
人 口	2,496人
男	1,181人
女	1,315人
世帯数	610戸

前月号に中津江村長期総合教育審議会（長計審）答申の「学校教育」について記載しました。今月は「社会教育」について記載します。

# 中津江の教育はこうあるべきだ

## —長計審答申—

### 第二章 社会教育

将来をなう青年に対する専任指導者が必要である。

多様な学習機会  
学習の場の提供を！

五、高令者教育

合教育審議会（長計審）答申の「学校教育」について記載しました。今月は「社会教育」について記載します。

社会教育部会においては幼年、少年、青年、成人、高令者と対象別に、さらに芸術文化、社会体育などについて審議を重ねました。

その大綱として

- ①公民館を中心にして社会教育を振興する必要があり地域ごとに分館を設置して活動を推進しなければならない。
- ②社会教育専任指導者の確保
- ③施設設備の設置
- ④村民皆体育の社会体育の振興

以上四点にしほられます。各節ごとの要点は次のとおりです。

### 一、幼年教育

小学校区ごとに  
学習機会の提供を！

乳幼児の健全育成をはかるため小学校区ごと、分館ごとに乳幼児に関する学習機会を提供するとともに、指導者を養成する必要があ

る。  
二、少年教育

子ども会等の  
推進育成母体の結成を！

学校週休二日制が近年中に実施される予想であるので社会教育としての少年教育はますます重要性を帶び拡充充実をはからなければならぬ。また子ども会、

スポーツ少年団等の目的別団体の育成をはかるとともに成する必要がある。

### 三、青年教育

青年の専任の指導者を！

地域の特殊性を生かし希望を汲み青年団体の諸活動を通じて健全で積極的な活動が展開されるよう重点施策を強化すべきである。また青年が活動しやすいよう

### 四、成人教育

成人教育の重要性の  
啓蒙策を！

成人教育としての育友会（P.T.A）活動は会員がほとんどの母親であり、父親は皆無の状態である。父親に対する成人教育の重要性に

ついて意識、理解の啓蒙策をはかるべきである。婦人奉仕団体として縛られていながら、文化財の保護の措置をとる必要がある。また未指定文化財の衰亡、散失、壊滅を防止することに努めなければならない。その一つの方法として「郷土資料館」を設立して保護しなければならない。また芸術文化を創造するために自己主導の育成をはからなければならぬ。



—長計審答申書—

社会構造、生活様式等、高令者をめぐる急激な変化によって高令者に対する教育の必要性が増大している。したがつて目的、趣味、文化芸術等関心あることについて多様な学習機会や学習の場を提供する必要がある。

六、芸術文化

文化財の整備と自主文化団体の育成を！

文化財の所在調査を実施し、文化財の発見につとめるとともに、村による指定を行ない、文化財の保護の措置をとる必要がある。また未指定文化財の衰亡、散失、壊滅を防止することに努めなければならない。その一つの方法として「郷土資料館」を設立して保護しなければならない。また芸術文化を創造するために自己主導の育成をはからなければならぬ。



# 高額療養費制度が発足

(自己負担医療費は

月三万円まで)

中津江村国民健康保険では、昭和五十年一月一日より医療給付をさらに充実させたため、高額療養費制度を設けました。

この制度は、

医療費の  
自己負

担額を実質一人一ヶ月三万円までとするもので、長期療養の方、あるいは高額な医療費の負担にお悩みの方は朗報かと思います。

どんな場合に支給され  
るか、および支給手続

がお医者さんにかかる場合、医療費の三割を自己負担金として、自分で窓口で支払い

二月、十月、あ  
昨年  
%の医療費が値  
上げになりました。

医療費の被保

険者、一人当たり  
の比較をみると  
四十八年九月は  
二、八八六円で  
あつたものが四十九年九月  
は四、〇二四円と約四〇%  
も高くなっています。

特に深夜、休日、時間外  
の受診はお医者に面倒をか  
けるばかりか、医療の面で  
も膨大な負担になります。

費は年々高くなり、皆様が  
七割は保険で三割は国、県  
村が負担しています。医療

は年々高くなり、皆様が  
七割は保険で三割は国、県  
村が負担しています。医療

一人一ヶ月三万円をこえた  
場合、そのこえた金額を國  
民健康保険があとから払い  
もどします。

支給手続は住民課保険衛  
生係に用意している「高額  
療養費支給申請書」を提出  
して下さい。この場合、印  
鑑が必要です。国民健康保  
険では病院、診療所から提  
出される「診療報酬請求明  
細書」に基づき自己負担金  
の額を計算し、診療をうけ  
た月から二ヶ月後の月末に  
払いもどします。

## 計算の基準

自己負担金が一ヶ月三万  
円をこえているかどうかの  
計算は次のような基準があ  
ります。

※暦月ごとに計算

月の一日から月末までの  
受診について一ヶ月とし計  
算されます。したがって

ある月の十五日から  
翌月の十五日ま  
で月をまた  
がつて入  
院し

毎月納  
入される保  
険税も相応にあ  
がつていきます。

早期発見、早期治療を。

た場合、最初の月の自己負  
担額が二万円、翌月が二万  
円、合計四万円の場合でも  
一日から月末までの計算で  
すから支給されません。た  
だし、同月内に一度退院し  
うな場合は合せて計算され  
ます。

※病院ごとに計算

たとえば同一月内に甲病  
院と乙病院にかかる場合  
自己負担金として一ヶ月甲

病院へ五万円、乙病院へ四  
万円支払った場合は、甲病  
院の分については三万円を  
控除した二万円を、乙病院  
の分は同様に一万円を高額  
療養費として支給しますが  
甲乙両方の病院の分を合算  
することはできません。

※総合病院

総合病院の各診療科(内

科、外科、歯科、その他  
は、それぞれ別の病院また  
は診療所として扱います。

ただし、総合病院に入院  
している被保険者が、その  
病気に関連して他の科の診  
療をうけたとき、たとえば  
内科に入院していく外科の

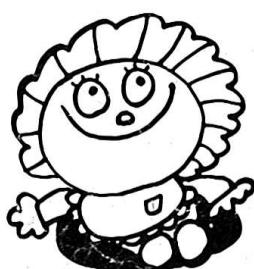
治療をうけたような場合は  
支払った医療費は合計され  
それが月三万円をこえれば  
支給されます。この場合で  
も歯科は別の病院として扱  
います。

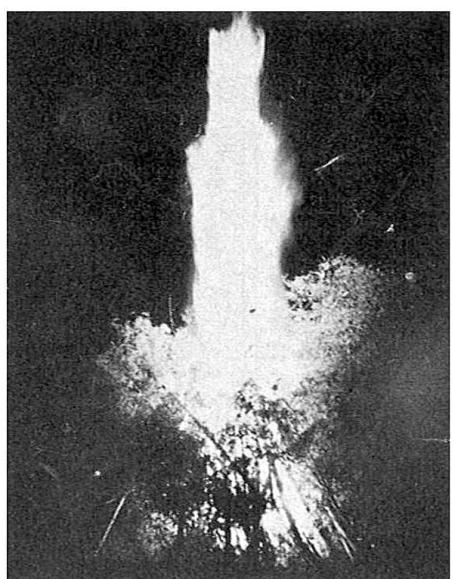
※入院と通院は別です。

一つの病院、診療所で同  
一病気の診療でも入院と通  
院がある場合は別々に扱い  
支払った医療費は合算され  
ません。

※対象外のもの

いわゆる保険がきかない  
差額ベッドや歯科の差額診  
療などは高額療養費の対象  
にはなりません。





# 帰ってきた鬼火たき

田ノ原・井干原で

“復活”

一月七日早朝に“鬼火たき”的行事が田の原・井干原地区で約十年ぶりに行なわれました。

以前は村内のあるあちこちで行なわれていましたが、最近ではほとんど影をひそめていました。田の原・井干原地区では昔行なわれていた鬼火たきの行事は伝説になりつつあるので、子どもたちにその行

事の“やる喜び”“願い”などを教えようとして復活したものです。

鬼火たきの様子は次のとおりです。

鬼火たきの準備は部落の人総出で一日がかりで組み上げ、七日早朝五時すぎに火をつけました。竹はいきおいよく燃えあがり、一時間半程度で“やま”は燃えくずれて、竹のおきになりました。それからが楽しいひとときで、子どもたちはそのおきでもちやするめなどをやき、大人は“かつぽう酒”を作つてのんだり、参加者四十余名が思い思ひ

に楽しんでいました。

子どもたちに感想を聞いてみると「楽しかった」「おもしろかった」というのがほとんどであり、はじめての経験なのでただ感慨無量の一語につきました。は

た目では子どもたちも楽しんでいました。親の方がよ以上に楽しんでいたように見えました。

これからもこの正月七日の鬼火たきの行事を続けていくということです。また

## (文化財紹介)

### 御所の滝

この地の豪族で宇多源氏の末裔日隈五郎信武に頼り十一年ほど王子の養育に当ったところといわれている。

現在は杉が植林されて昔日の面影はないが昔は石ころの塚や白椿等があり神聖な場所として部落の人々は取り扱っていたようである。当時は御所の滝を屋敷の一部に取り入れていたものと思われ山水画を思わせる風景であり、干ばつの時は雨ごいの場所にも利用されていました。



この合流点よりソネ伝いに三〇尺程上った薄暗い杉木立ちの中に二畝程の平らな所がありここが御所跡と伝えられている。

この御所跡は、後白河天皇の皇子以仁王の近侍で武勇にすぐれた長谷部信連が以仁王のなきあと平家の追討を逃れて宮の王子豊津宮と乳母(菊の前)をつれ、

豊津宮は近隣の人達から尊敬あつく寿永三年正月に部落の百姓達がつれだつてこの蔵ヶ谷に年始に来てござる。この蔵ヶ谷に年始に来てござる。

祝儀に山芋を一籠差し上げたが、信連はこんな見苦しいものをと思ったが御前に差しあげた。これをご覧になり、豊國の国のはてなる蔵ヶ谷、身をかくすにはよきところかなと一首読まれた。

んでいたものの、十数年前またはそれ以前のことと思ふようです。

古い行事が見直されてい出されたのか、親の方がよ以上に楽しんでいたようになります。現在において大変喜ばしいことで大きいに続けてもらいたいものです。

来年のこの様子が目にうかる

# 小野田新生活運動

小野田部落は、昨年より県の指定をうけ村づくりの勉強を続けています。いままでは主婦を主体に料理教室を六年ほど続けてきましたが、今年度より男子を加えて発足の運びとなりました。

- 目 標
- ※ 部落住民の親睦
- ※ 生活環境の整備
- ※ 生活改善
- ※ 研修活動

## 活動経過

農事講習については、国の農業施策や津江地区一帯の農業のあり方など、野菜（園芸作物）の栽培について、日田農業改良普及所の飯田主任（上、中津江担当）に講義していただき意欲的に取り組む気がまえでいます。講師によつては、一月

同じよう二月七日には、県の商工労働部の消費者行政課の此松課長に「商費問題」について勉強しました。

- ①あまり感じない。時間がたてば子どもっぽい所もぬけて自分の行動に責任がもただき他地区への波及拡大をはかっています。
- ②これから先、中津江のいろいろな地形上などの条件を生かし、花木生産をやりたい。
- ③少し静かすぎる。もっと村民全体の行動が必要。
- ④活発ではあるが、まとまりがないと思う。
- ①仕事に責任をもち、何事にても意欲的にとりくもうとするだろう。
- ②考えてはいるが、まとまらない。
- ③少しずつ良くなっているが、道路の整備を。
- ④活発でよいと思う。

- ①成人になつた感想  
②自分の将来  
③中津江村について  
④今の若者について

## わたしは 一十才

高木 望



郷原 隆



小田由美子



婦人部は生活改善員の指導で、ケーキづくりなどで、他の部落に指導できる人が育っています。



七月、会指定の説明から活動を開始しましたが、政治の学習では村長、総務課長に村政全般の話をうかがいました。また、今後の福祉社会の年金のあり方については役場の年金の係の中野さんに説明をもらいました。将来の設計を考えまし

た。

今年度は共同集会所の備品整備や共同洗たく場の修理などの成果をみましたが、道路の舗装や防火用水の設置などの課題が残っています。部落の大人が活気をもつていていますので、子ども達も子ども会活動にも取り組みはじめました。なお、月の例会には夫婦でほとんど参加することは家庭の融和や部落の親睦感を作り上げることに役立っています。

- ①実感がわかない。自分でできる範囲のことを責任もつて！ もっと行動的になろうと心がけたい。
- ②ゆとりのある生活を。そのためにも早く結婚したい。
- ③今の静かな村でよいと思う反面、これといった特色がほしい。
- ④私にもいえることだが、责任感がない。

制度、運営その他について  
詳細にお知らせいたしました  
たが、ようやくこの事業が  
労務者に充分理解され、そ  
の効果が賞賛されてきまし  
た。

昭和四十九年度の場合、  
一月から十二月まで的一年  
間、この適用をうけた林業  
労務者は六〇名で、その全  
部がそれぞれ就労日数によ  
つて十二月末に森林組合か  
らそれぞれ支給されていま

**労務共済は  
林業労務者の年末ボーナス**

この村で林業労務に従事する者には昭和四十五年度から、労務共済制度が適用され、用することはござ承知のとお

す。もちろん、この制度は就労奨励が目的であるので年間を通じて就労日数の多いものが多く支給されます。本年度も五二、五〇〇円を最高に就労日数に応じて支給され、平均支給額三三、五〇〇円になっています。まさに労務共済は林業労務者の年末ボーナスといえま

げつつあります。この事業を適用するにあたっては、制度、運営その他について詳細にお知らせいたしましてが、ようやくこの事業が

村はこの制度をさらに強化推進し、林業労務者の生活安定と就労意欲の向上につとめたいと思います。この制度は国、県、村等、行政機関の協力はもちろん、それ以上に事業主の理解と労務者の意識が必要です。行政と事業主と労務者、三者の協力によってますますこの事業の発展が期待され

## 労務共済の 支給をうけて

(一)林業勞務者

私たち林業労務者のため  
に社会保険制度の一環であ  
る林業労務共済制度が法的  
に施行、中津江村において  
も森林組合を事業主体とし

制度の目的である通年就労奨励の意図は充分理解され就労意欲の向上に役立つていることは事実です。ことに共済金の支給が毎年、年末に支給されることは、他産業の賞与やサラリーマンのボーナスと同感で、感情的にも経済的にも好感のもてるものです。年末のくるたびに労務共済に加入して

とをうたがいません。同時に私たち林業労務者が社会的に、技術的に身分が保証され、長期就労が安定されることも喜ばしいことです。

て、この事業が実施されるようになつてから五ヶ年たちました。この制度が法的に制度化され、施行されるようになつたのは国内の林業行政の重要性が再確認されるとともに、林業を振興するためには私たち労務者の労働力の確認が絶対に必要であることを行政や林業



# 新春围棋大会

ちに終了しました。

○ A 級	優勝	児塔 民和
○ B 級	二位	矢野時雄
○ C 級	優勝	広石史郎
二位	二位	中元富太
優勝	小江一彦	長谷部雍彦

この大会、初心者からベテランまでの村内愛好者が集まりおこなわれているもので、少しでもたしなむ人なら誰でも参加できます。

次の大会（七月頃）にはご遠慮なく、気軽に参加くださるようお待ちしています。なお、おたずねしたいことがありましたら、中津江村役場、矢野邦彦さんあてへ。

## 青空市場に参加して

青年連絡協議会と県消費者団体連絡協議会の合同主催で、午前十時から特産品展示即売会青空市場が開催されました。

この青空市場を通して、県下の若い農業者同志の交流や、消費者との直接なふれあい、地域の特産品を消費者にしつてもらおうとPRにも一生懸命でした。私達も販売品の選定と価格に多少の問題点がありましたが、いろんな勉強をすることができ、今後こうした直接消費者とのふれあいによって、より以上に勉強し、中津江の特産品の向上に努力していきたいと思っています。

昨年十二月二十一日、大分市の大手公園にて県農村



なか、正月を控えていたせいか、ごつそり買い込む主婦の姿が目立ちました。

県下十二市郡の参加団体  
の中では、日田郡からは天ヶ瀬、前津江、中津江の三団

県下の交通事故はますますふえ、特に日田市郡での事故発生率は目に余るものがあります。

※加入申込……二月一日）  
三月十五日、役場総務課へ  
申込んで下さい。

※ “早春”どことなくひ  
びきのよい言葉ですが、ま  
だまだ朝の寒さはふとんか

事故をおこした場合にお互いに助け合うため少額の掛金で災害見舞金を出す（受ける）のが、この交通災害共済事業です。車の氾濫している今日、いつどこで誰が事故にあうかわかりません。その時の用心のために大人も子どももそろつて加入いたしましょう。

※ 共済掛金……一人、三百六十円（掛金は返還しません）。

ほうが受験するような、気  
せわしい思いで落ち着かな  
いことでしよう。あと数週  
間、「ゴウカクオメデトウ  
」。お先に書いておきます。  
この言葉、おうけください  
ますよう折つて、ます。

## LPGガスメータの設置の義務化

LPGガス（十kg容器以上）を使用する場合、法律でメーター（計量器）を設置するよう定められています。四月一日よりメーターを設置していない家庭ではL

Pガスを使用できなくなりますのでメーター未設置の家庭は早めに設置するようお願いします。取付けについては販売店へご相談ください。

われた鬼火たき、鬼火たきのことを近所の子どもに聞いてみると、「おじさん、そんなもん知らん」という返事。おじさんという言葉（私、二十四才）がツカ

## 被保険者証のきりかえ

現在使用してゐる被保険

受けておられる方も交換が

ツ  
カリ

者証（保険証）は三月三十  
一日までとなっています。  
四月一日より新しい被保険  
者証と取り替えなければ使  
用できません。

できるよう準備されるよう  
お願ひします。そのうちに  
区長、部落員さんを通じて  
お願ひしますので、必ず現  
在の被保険者証を提出して

十一

